

大阪市立姫島小学校 「学校いじめに対する基本方針」

令和7年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、学校教育目標である「強い子～ねばり強い心と体を育む～」育成のために「姫島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという認識の下、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌を作るために、学校全体が一体となった継続的な取り組みが必要である。

そのため、学校教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と友だちの存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

② 未然防止・早期発見のための取り組みについて

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめはないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、地域・家庭と連携しつつ、いじめの実態把握に取り組む。

③ 地域・家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域・家庭との連携は欠かすことのできない。そのためにも、学校は「運営に関する計画」等について学校協議会を中心に地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校・PTA・地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようとするため、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立や配慮をする児童への対応で重要な点について

- ・規範意識の醸成に努め、学習活動時も規律と秩序ある雰囲気づくりを心掛ける。
- ・配慮をする児童への関わりにおいて細かな変化を見逃さない指導を心掛ける。

② 「わかる授業」づくりにおいての具体的な取組について

- ・習熟度別授業の工夫改善に努める。
- ・課題に応じた、教材の選定及び教材研究の充実を図る。
- ・個に応じたきめ細かな授業展開の継続的実践を進める。
- ・担当者の打合せを綿密に行い、対象単元やグループ分けについての適宜見直しを図り効果を高める。

③ 指導力の向上に関しての取組について

- ・授業研究を伴う校内研修を全学年実施。
- ・年度ごとの研究課題を定め「研究部」を中心とする研究活動を進める。
- ・ICT利活用の推進および主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりを進める。
- ・接続中学校との授業連携、授業公開、出前授業、相互授業参観等を実施する。

(2) 自己有用感を高めるために

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組について

学校行事における集団活動・感動体験を通して、所属感・連帯感を深め、協力して、よりよい学校生活を築こうとする態度を育てる。

② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくりについて

互いに関わり合いながら絆づくりを進め、友だちを思いやる言葉づかいや行動を心がけ、互いのよさを認め合おうとする態度を育てる。また、自然や環境との関わりに关心をもち、いのちを大切にする心を育てる。

③ 児童を認め、讃める指導を充実させるための取組について

自分自身の取り組みを発表する機会を設定し、自分自身の存在を認識する機会を充実させる。また、他人の役に立っている、認められているといった自己有用感および充実感を得ることができる場面を設定し、自尊感情の醸成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組について

いじめは大きな人権問題ととらえ、その解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう、留意した指導を展開する。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組について

それぞれの授業や「体験的な学習」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取り組みを深める。

③ いじめの「傍観者」を生まない指導について

学校生活の中で、いじめ気づき、強く発言できる雰囲気づくりを行う。常に、日常生活での不公平や理不尽な関係について、勇気を持って発言できる雰囲気づくりを行う。

④ 情報モラルに関する取組について

SNSが児童の間でも広く普及している状況を認識し、専門知識を有した講師の招聘等により、何気ない書き込みなどが、いじめや人権問題に発展することがないよう情報モラルの指導を徹底する。

⑤ 学校安心ルールの策定及び周知

「やってはいけないこと」と「それをやった場合の措置」を明記した「学校安心ルール」を全児童・保護者へ周知する。ルールを守ろうとする児童の規範意識を、いじめ予防に結びつける。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化

学期に1回、年間3回の定期的なアンケート調査と聞き取りのための教育相談を実施し、ささいな変化にも気づき、児童が訴えやすい雰囲気づくりに取り組む。また、保護者との連携を密にして児童を見守り、健やかな成長を支援する。

② アンケート調査の活用、教育相談の実施

アンケートから「いじめられた」「いじめたことがある」「いじめをみた」と記入した児童には、個別に教育相談を実施し、いじめの実態把握に努める。また、早期対応できるいじめについては対処し、全教職員で見守る体制をとる。

③ いじめ対策委員会の設置

生活指導連絡会（拡大いじめ対策委員会の位置づけ）を全教員で月に1回定期的に開催し、児童理解を深め、共通理解に努める。いじめが疑われる事案の発生とともに迅速にいじめ対策委員会を開き、組織的な対応を進めるとともに専門機関からも指導助言を得る。また、事案により学校協議会の参加等、地域連携にも努める。

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関との連携について

教育委員会を始め、所轄警察署（生活安全課少年係）、子ども相談センター（児童相談所）、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案の報告体制・全教職員での問題解決体制づくりについて

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。その後、すみやかに管理職に報告する。管理職

は、緊急の「いじめ対策委員会」を開き、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。

② 被害児童の保護、加害児童への指導について

被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体の方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあるはず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

いじめを傍観していた児童（児童集団）に対しても、自己の問題として捉えさせるように取り組みを進める。

③ ネット上のいじめに対して

ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、警察等、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

《組織名》 いじめ対策委員会

《構成メンバー》 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・当該学年主任担任所属教員

＆内容により他学年（特支含）主任・養護教諭・スクールカウンセラー等

《役割》

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携。

《開催時期・回数》

- ・月一回の生活指導連絡会をおこなったうえで、いじめが疑われる事案発生時に、迅速にいじめ対策委員会を開く。（生活指導連絡会は拡大いじめ対策委員会の位置づけ。）

《調査等》

◎児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）

◎結果をふまえた学級担任による児童からの聞き取り調査

年3回（6月・11月・2月）

《研修会》

- ◎人権教育研修会（児童理解） 6月
- ◎市人教研究大会 6月
- ◎生活指導研修会 7月
- ◎区人権教育研修会 9月
- ◎区人権教育実践交流会 11月

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・日々の学校の様子をホームページ・学校だより等で情報発信する。
- ・学期末個人懇談会等の機会や家庭への連絡を密にし、保護者との連携を確立する。
- ・学校協議会で、児童の実態について意見交流し、地域での生活の様子も含め、児童の生活を確認するとともに、協力を求める。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラー、地域民生・児童委員、区役所家庭児童相談所、子ども相談センター、大阪市教育委員会等に支援を要請し対応にあたる。

(3) 取組内容の検証

① 「運営に関する計画」との関連について

運営に関する計画最終評価において取り組みに対する評価を行い、今後どのような取り組みが必要なのかを検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

② 未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について

日常的に児童の行動の様子を把握したり、上記アンケートや欠席日数などで検証したりして、未然防止の取組が成果を上げているかどうか検証する。

7. 重大事案への対処

いじめが原因となり、被害者に重大な被害が生じた事態では特別な対処を行う。

特に、ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」または、イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のある重大な事態が生じた場合は、次に示す対処を行うものとする。

- ① 重大事態の発生を、速やかに大阪市教育委員会に報告を行う。
- ② 大阪市教育委員会の指導・支援のもと、重大事態の調査組織を設置する。調査組織は、重大事態の性質に応じて専門家を加える場合、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で組織する。調査の公平性・中立性を確保した組織の構成に努める。
- ③ 調査組織により、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめ行為の客観的な事実関係を可能な限り明確にする。なお、調査にあたっては、その情報がいじめられた児童・保護者に提供されることもある旨、事前に調査対象児童および保護者に説明する等の措置をとる。

- ④ 調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮したうえで、いじめを受けた児童・保護者に適切に情報提供する。
- ⑤ 調査結果を大阪市教育委員会へ報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

- A **訴え・相談・気づき**
- B **学級担任・関係教職員等によるききとり**
- C **管理職・学年主任・生活指導部長等に報告**
- D **いじめ対策委員会で指導方法の決定**
- E **被害児童への支援・加害児童への指導**
- F **被害児童・加害児童の保護者への連絡**
- G **学級・学年等での全体指導**